

# 大綱3

## 自然と調和し 質の高い 都市機能を備えた まちづくり

### <都市計画、都市施設、住宅>

3-1 自然と調和した安全で活気ある都市をつくる

3-2 越谷らしい景観をつくる

3-3 地域を支える道路・交通環境をつくる

3-4 水と緑を活かしたやすらぎのある空間をつくる

3-5 安全で良好な水環境をつくる

3-6 安心して住むことができる住宅環境をつくる

## 3-1 自然と調和した安全で活気ある都市をつくる

### 現況と課題

本市は、首都圏の近郊住宅都市でありながら、市域の面積の約半分が市街化調整区域で、市街地を取り囲むように農地が存在し、多くの河川や水路が縦横に流れているといった特性を有しています。市街地は、東武鉄道伊勢崎線の各駅を中心にまちがつくられてきたことから、拠点が連続的に形成されています。市街化調整区域では、資材置場や駐車場など農地以外への転用が進み、農地と宅地等との混在が多く見られます。このため、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づき、長年にわたり育まれてきた本市の歴史、地勢、社会的環境等を活かした都市施設の確保を図るとともに、豊かな自然環境を保全しながら、それらと調和した土地利用を進めることが求められています。

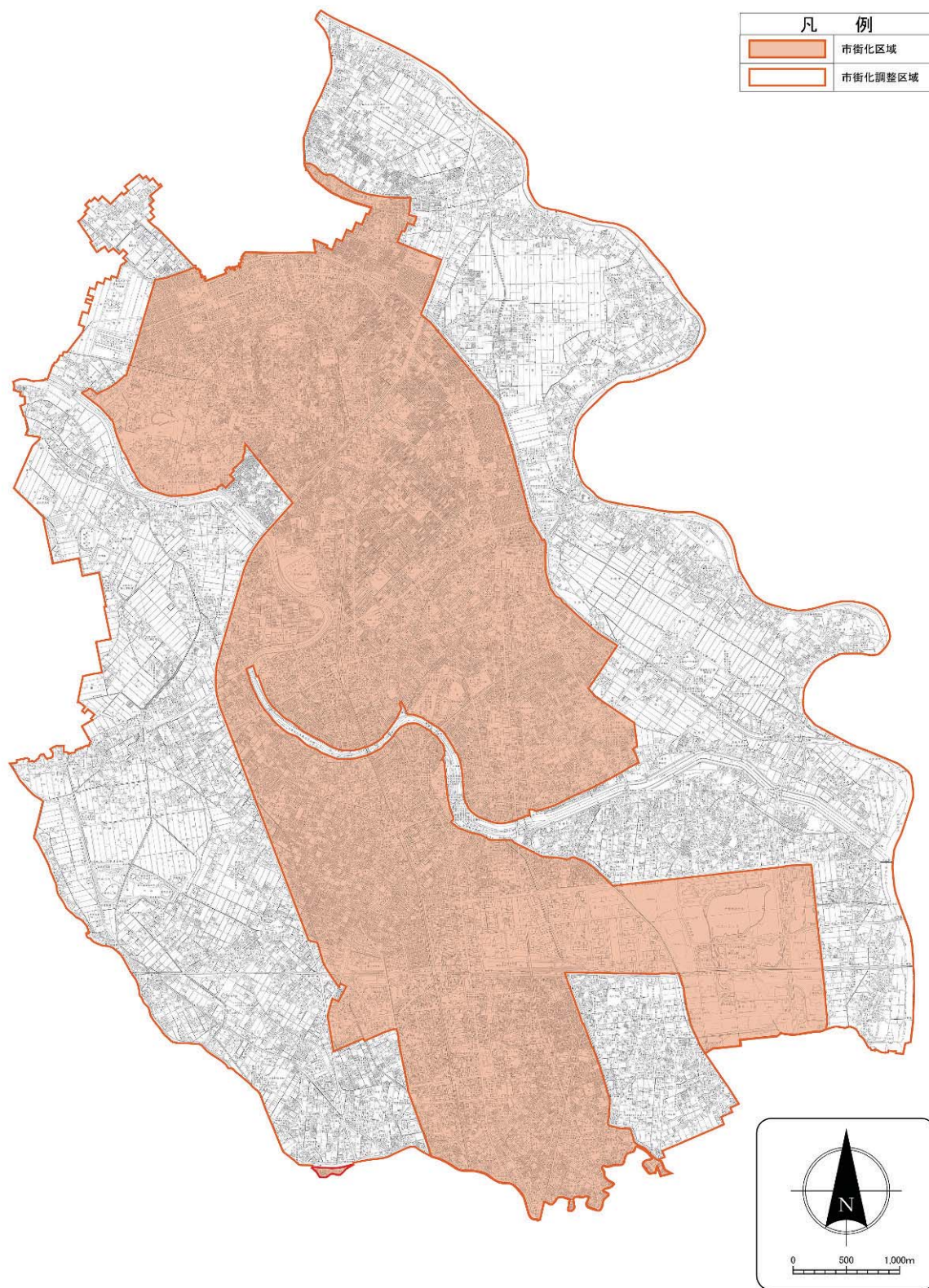
また、平成20年には、JR武蔵野線の新駅である「越谷レイクタウン駅」が開業しました。鉄道交通の結節点である南越谷駅周辺においても、さらなる商業・業務の集積の高まりが期待されます。国の第5次首都圏基本計画において、本市が広域連携拠点（業務核都市）に位置づけられていることから、市の中心である越谷駅周辺地区および南越谷駅周辺地区の中心核、それを補完する副次核である越谷レイクタウン地区および西大袋地区の整備を推進し、県南東部地域の中核都市にふさわしい本市の顔づくり・拠点づくりを進めていくことが求められています。

これまでは、東京一極集中の影響の中で都市化・郊外化に対応するため、土地区画整理事業を推進するとともに、生活環境の向上とあわせて各公共施設の整備を積極的に進めてきました。今後は、少子高齢化・人口減少などの状況変化に対応し、だれもが暮らしやすい、多様な都市機能が集積したコンパクトな生活空間を実現する活気ある市街地の構築が求められています。

さらに、都市づくりにおいては、防災面での取り組みの必要性が高まっています。災害時の避難路や延焼遮断帯としての役割も担っている都市計画道路の整備の促進、水路や河川の安全性の強化などの取り組みが一層必要となっています。



■ 区域区分図



大綱  
3

平成 22 年 (2010 年) 4 月現在



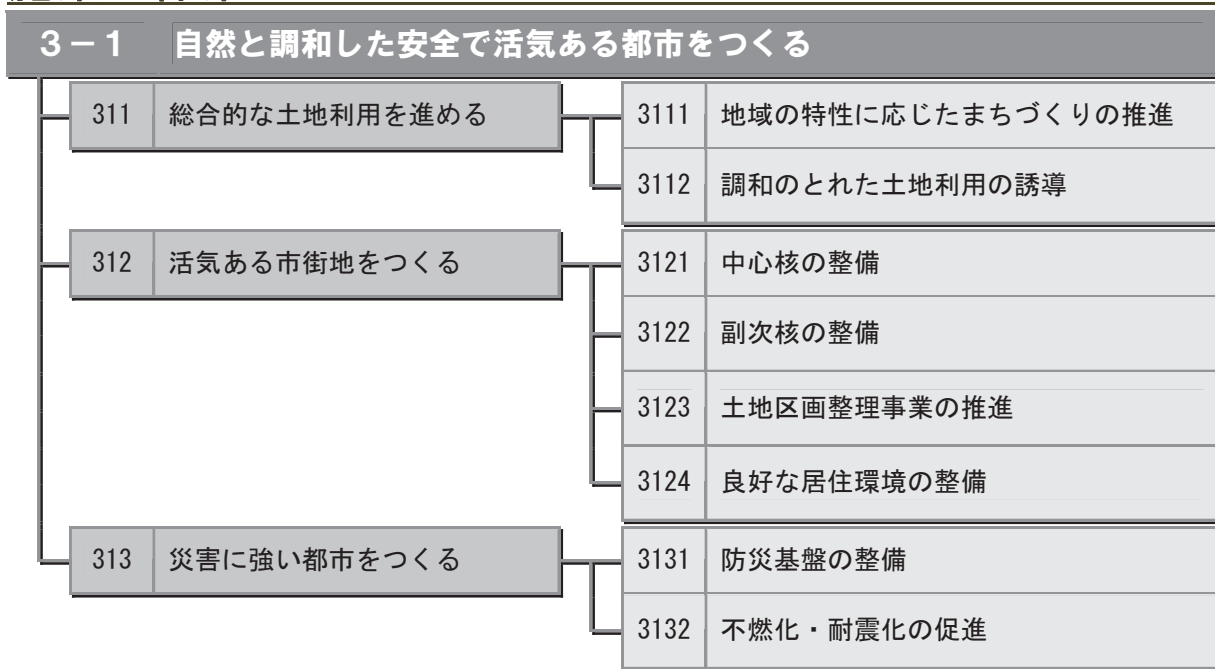
|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 大項目番号 | 大項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル |
|       |         |       |         |

## 基本方針

自然環境と調和したまちづくりの実現に向けて、地域の特性に応じた土地利用を誘導します。また、首都圏の広域連携拠点（業務核都市）や県南東部地域の中核都市にふさわしいまちづくりを進めるため、中心核・副次核の整備および土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備を推進し、活気ある市街地を構築します。

さらに、災害時のライフライン確保や建築物などの不燃化・耐震化を促進し、防災機能の強化を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

## 施策の体系



## 施策の内容

### ■総合的な土地利用を進める

(中項目番号：311)

豊かな自然や田園環境に配慮した土地利用を実現するため、地域の特性に応じたまちづくりを推進するとともに、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。

また、市街化調整区域では、住宅・農業・工業の混在を解消するため、優良な農地や緑地を保全する区域、既存工場等が集積されている区域、主要幹線道路沿線における区域など、地域の特性を活かした土地利用の規制、誘導を図ります。

### ■活気ある市街地をつくる

(中項目番号：312)

県南東部地域の中核都市にふさわしい都市機能の充実を図るため、中心核、それを補完する副次核および各駅周辺地域の特性に応じた市街地の整備を推進します。

また、利便性・快適性を備えた良好な市街地を形成するため、市街地開発事業を推進するとともに、多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進めます。

さらに、良好な住環境の形成を図るため、駐車場・駐輪場の整備を推進します。

■災害に強い都市をつくる

(中項目番号：313)

災害に強い都市の形成を図るため、防災機能を備えた公共施設の適正な配置を行うとともに、上下水道・電気・ガス・通信等のライフラインを円滑に供給できるよう、防災基盤の整備を推進します。

さらに、緊急時に対応できる幹線道路の整備や市街地における建築物などの不燃化・耐震化を促進します。

主な事業・指標

| (中項目番号)<br>事業名              | 事業内容   | 指標名                    |                   |
|-----------------------------|--|------------------------|-------------------|
|                             |  | 現況値<br>(平成 21 年度)      | 目標値<br>(平成 27 年度) |
| (311)<br>開発指導業務事業           | 地域の特性に応じたまちづくりを推進するとともに、調和のとれた土地利用の誘導を図るため、都市計画法による開発許可制度および「越谷市まちの整備に関する条例」による公共施設等の整備に係る協議基準に基づく許可・整備を行います。              | 条例等解説冊子の年間配布数          | — / 1,000 冊       |
| (312)<br>越谷駅東口市街地再開発事業      | 本市の中心核である越谷駅東口地区の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用とにぎわいを創出する拠点として都市機能の更新・強化を図るため、市街地再開発事業による施設建築物等の整備および駅前交通広場や都市計画道路等の公共施設の整備を推進します。 | 越谷駅東口再開発事業の進捗率         | 24.2% / 100%      |
| (312)<br>越谷レイクタウン特定土地区画整理事業 | 本市の副次核である越谷レイクタウン地区（地区面積 225.6ha）の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備を推進します。                                       | 越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の進捗率 | 60.6% / 100%      |
| (312)<br>西大袋地区拠点施設整備事業      | 市北部の魅力づくりやにぎわいの形成を図るため、西大袋地区の中央部に位置する調整池・近隣公園・公共施設用地の約 6.5ha 内に地区センター・公民館や図書館等の機能を備えた複合拠点施設の整備を行います。                       | 西大袋地区複合拠点施設数           | — / 1 か所          |
| (312)<br>東越谷土地区画整理事業        | 東越谷地区（地区面積 91.6ha）の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備を行います。   | 東越谷土地区画整理事業の進捗率        | 93.2% / 100%      |
| (312)<br>七左第一土地区画整理事業       | 七左第一地区（地区面積 42.5ha）の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備を行います。  | 七左第一土地区画整理事業の進捗率       | 93.9% / 100%      |
| (312)<br>西大袋土地区画整理事業        | 本市の副次核である西大袋地区（地区面積 125.9ha）の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業による計画的な都市基盤の整備を行います。   | 西大袋土地区画整理事業の進捗率        | 46.3% / 77.0%     |
| (313)<br>防火地域・準防火地域指定事業     | 市街地における建築物の不燃化を促進するため、市街化区域内を対象に防火地域・準防火地域の指定を行います。  | 防火地域・準防火地域の面積          | 371.3ha / 460.1ha |

大綱 3

## 3-2 越谷らしい景観をつくる

### 現況と課題

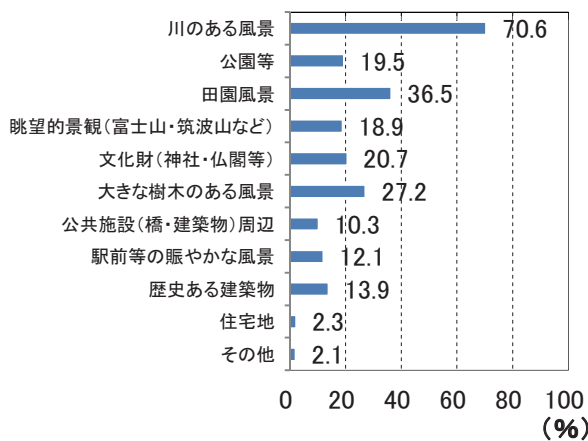
本市には、日光街道（奥州街道）の宿場町として発展してきた歴史を感じさせる街並みや、大聖寺、浄山寺、久伊豆神社などの由緒ある神社・仏閣があり、歴史的なまちの風景を形成する大切な要素となっています。また、大落古利根川、元荒川、綾瀬川などの水辺空間や、集落の屋敷林、寺社の社叢・境内林、その周辺に広がる水田により、本市の自然的景観が形成されています。越谷らしい個性的なまちづくりの展開にあたっては、これら歴史的・自然的な景観を保全し、活用することが大切です。

また、本市では、統一的で秩序ある景観を形成するため、先導的に景観に配慮した公共施設の整備を進めるとともに、わかりやすくデザインされた公共サイン（案内板）の設置などを行ってきました。こうした景観行政をより一層推進するため、平成21年4月1日に、景観法に基づく景観行政団体となりました。今後は、総合的な景観形成を図るため、景観法を活用しながら、公共施設はもとより民間建築物等に関しても、景観への配慮を求めるための規制・誘導が必要となります。

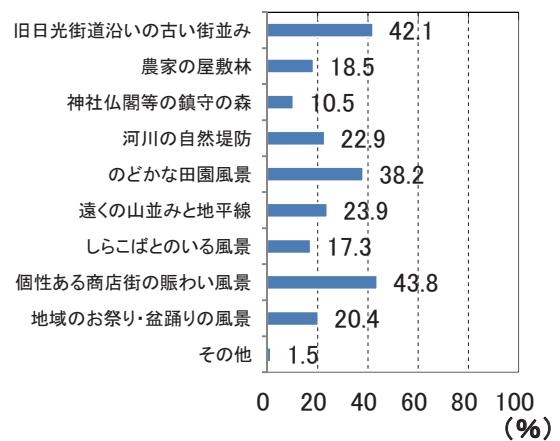
さらに、越谷らしい良好な景観形成の推進を図るためには、市民との協働が不可欠であることから、住民や民間企業の取り組みを促す方策についても検討を行うとともに、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを実現するため、住民参加による地区計画の活用や建築協定の締結などを促進していく必要があります。

#### ■景観についての市民意向

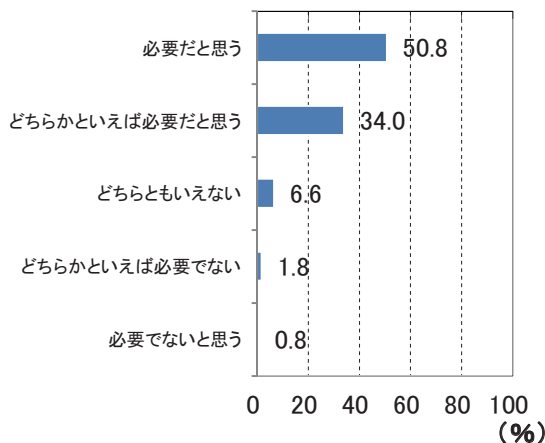
##### ●市内の好きな風景



##### ●失われつつある風景



##### ●良好な景観（風景）づくりのための規制・ルール必要性



資料：平成21年度市政世論調査

【施策の体系の見方】

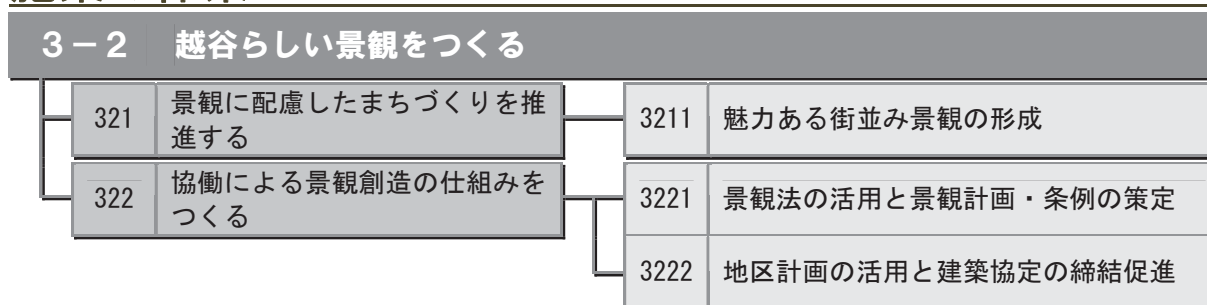
|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 大項目番号 | 大項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル |
|       |         | 中項目番号 | 中項目タイトル |

## 基本方針

総合的な景観形成を図るため、景観法に規定する景観計画を策定し、河川や田園等の自然環境と歴史的特性などと調和した、うるおいと魅力ある景観の形成を進めます。

また、景観に関する市民意識の高揚を図り、住民発意による地区計画や建築協定等の制度を活用し、地区に応じた美しいまちづくりを進めます。

## 施策の体系



## 施策の内容

### ■景観に配慮したまちづくりを推進する (中項目番号：321)

寺社や旧宿場町、屋敷林等の資源を保全・活用するとともに、良好な集落地景観の誘導を図ることにより、本市の歴史や自然環境に調和した都市景観を創造します。

また、市街地縁辺部からの眺望や広がりのある田園を保全するとともに、河川や水路などの水辺空間の活用を図ることにより、良好な自然景観を守ります。

さらに、道路・公園等をはじめとする公共公益施設や公共サインなどの整備においては、街並みのデザインを誘導するような、質の高い施設となるように配慮します。

### ■協働による景観創造の仕組みをつくる (中項目番号：322)

美しい街並みの形成には、建物・工作物・広告物等の形態や色彩などについての一定のルールづくりが不可欠です。行政・市民・事業者等すべての人に求められる景観形成を図るために、地区住民の発案による地区計画、建築協定および景観法などの効果的な活用並びに住民主体の景観形成の推進・支援などにより、協働による景観創造の仕組みをつくり、統一感のある、調和のとれた街並みづくりを推進します。

## 主な事業・指標

| (中項目番号)<br>事業名     | 事業内容   | 指標名             |                 |
|--------------------|--|-----------------|-----------------|
|                    |  | 現況値<br>(平成21年度) | 目標値<br>(平成27年度) |
| (321)<br>電線類地中化事業  | 安全かつ円滑な道路交通の確保や都市景観の整備・保全を図るため、電線類の地中化を推進します。                | 電線類地中化の進捗率      |                 |
|                    |  | 47.0%           | 83.0%           |
| (322)<br>景観計画推進事業  | 総合的な景観形成を図るため、景観法に基づく景観計画や景観条例等の策定を行います。                     | 景観計画の策定         |                 |
|                    |  | —               | 100%            |
| (322)<br>屋外広告物対策事業 | 無秩序・無制限な広告設置を抑制し良好な景観形成の推進を図るため、広告物設置・管理の規制や違反広告物の撤去指導を行います。 | 年間違反広告物の数       |                 |
|                    |  | 11,047 枚        | 10,000 枚        |

### 3-3 地域を支える道路・交通環境をつくる

#### 現況と課題

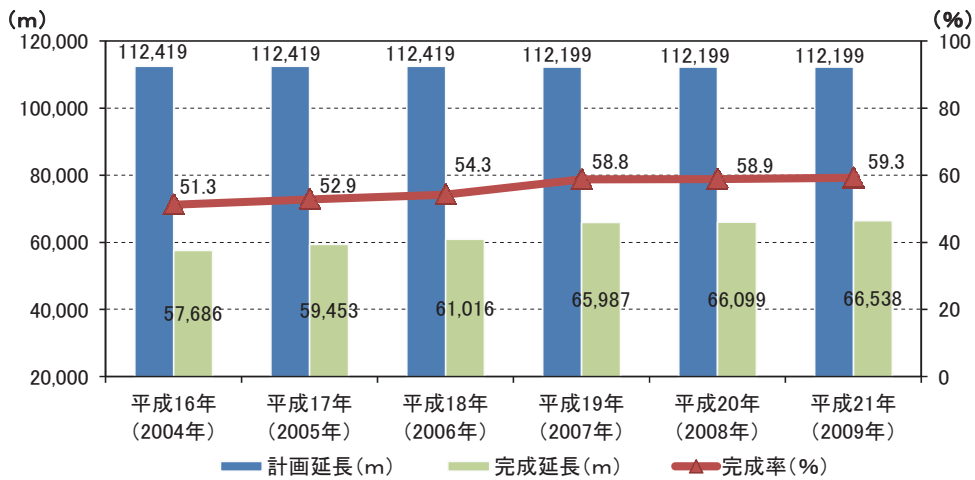
本市の道路網の骨格形成を担う国道4号や東埼玉道路および周辺の幹線道路では、都市化の進展や交通需要の増加により、慢性的な交通渋滞がみられます。広域的な自動車交通の円滑化や拠点間の連携強化、災害時の避難路の確保などに対応するため、主要幹線道路等の整備によるネットワーク形成が求められています。整備にあたっては、すべての人々が安全かつ容易に通行できるよう、快適な歩行空間の確保に努めていく必要があります。

また、日常生活において必要不可欠な生活道路である市道は、平成21年度末現在、8,179路線、総延長1,287.4km、舗装率86.5%となっていますが、生活道路の整備に対する要望は依然として多く、交差点における安全性の確保や、歩行者・自転車交通の円滑化などが課題となっています。

一方、地球環境への配慮や高齢社会への対応として、公共交通への転換を図ることが求められています。鉄道は、通勤・通学や買い物などにおける市民の主要な交通手段として大きな役割を担っており、市内には、東武鉄道伊勢崎線6駅、JR武蔵野線2駅の8つの鉄道駅があります。鉄道のさらなる安全性・利便性の向上や混雑緩和のための輸送力増強が求められています。現在、構想されている高速鉄道東京8号線の越谷レイクタウン地区への延伸も、早期実現が期待されています。

また、バスについては、市民の身近な交通手段として、鉄道を補完する輸送機関としての重要な役割を担っており、市民要望も多く寄せられています。公共交通不便地域へのバス路線の新設や拡充が求められています。

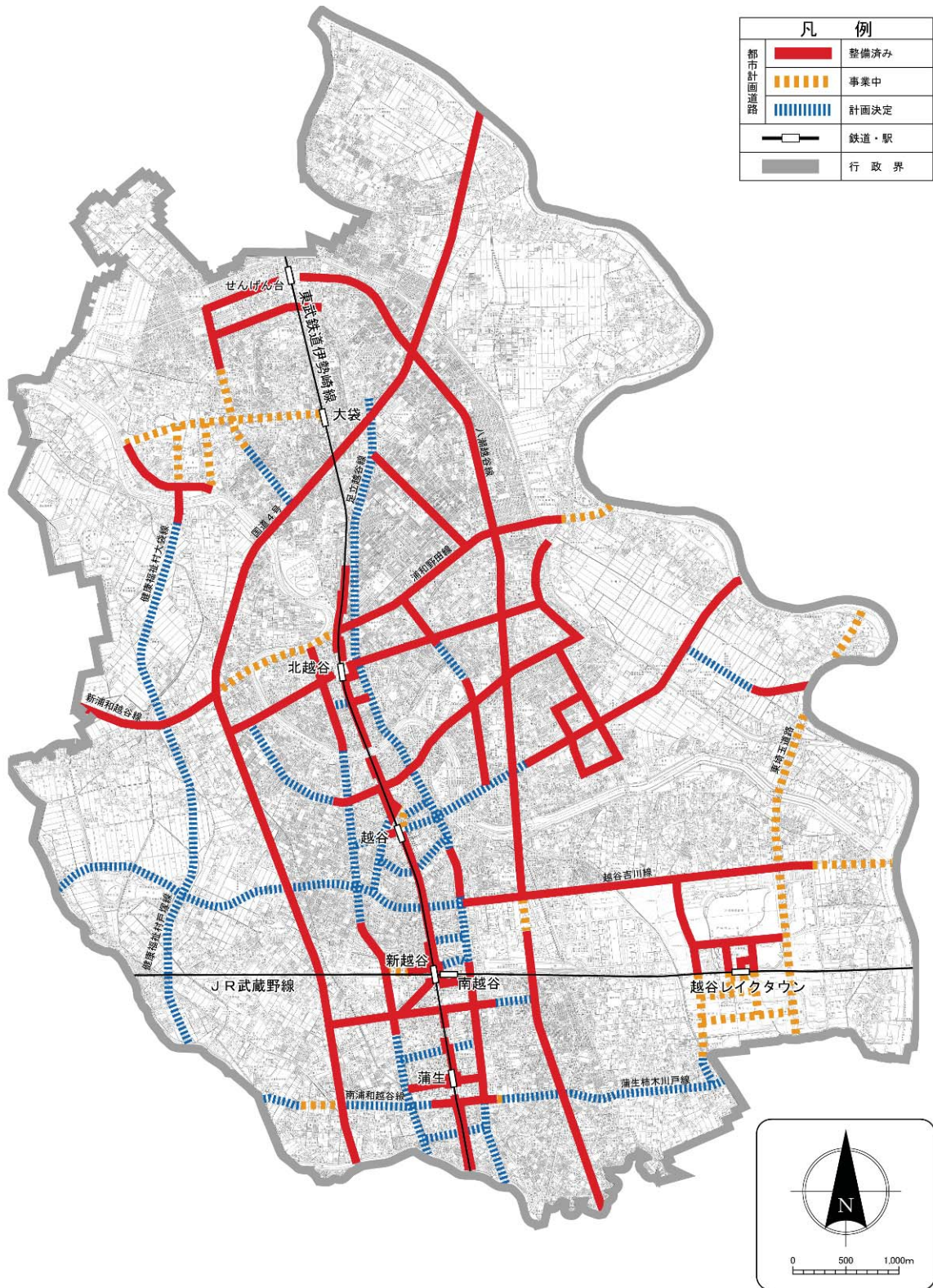
■ 都市計画道路の整備状況



各年4月1日現在  
資料：道路建設課



■都市計画道路の整備状況図



大綱 3

平成 22 年 (2010 年) 4 月 1 日現在

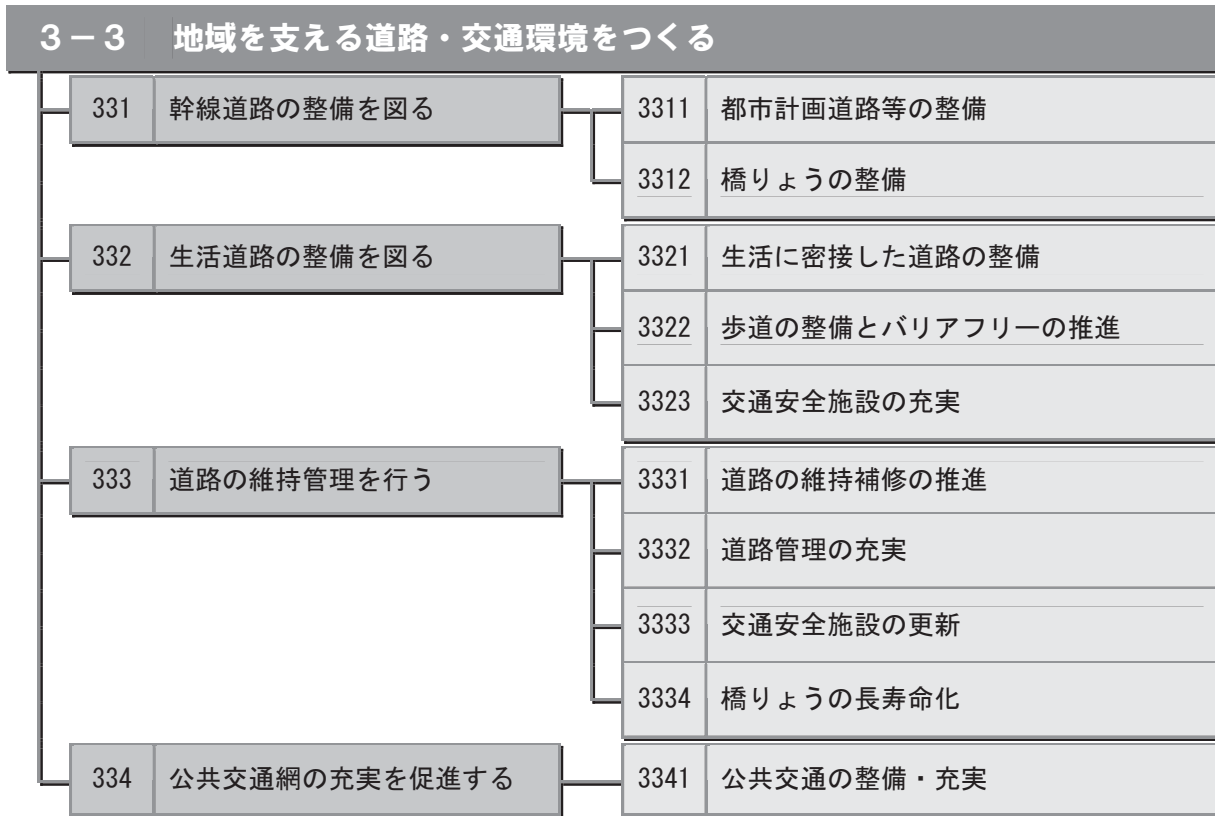
|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 大項目番号 | 大項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル |
|       |         | 中項目番号 | 中項目タイトル |

## 基本方針

国・県道をはじめとする幹線道路と、生活道路、橋りょうを体系的に整備することにより、安全かつ円滑な道路網を形成するとともに、災害時への対応などを含めて、適正な維持管理に努めます。

また、高齢社会への対応や環境負荷の軽減に配慮した公共交通の利用促進に努めます。

## 施策の体系



## 施策の内容

### ■幹線道路の整備を図る

(中項目番号：331)

幹線道路は、市民生活に欠かすことのできない大変重要な都市施設です。国施行の東埼玉道路や県施行の八潮越谷線、浦和野田線などの整備促進を図るとともに、越谷吉川線をはじめとする幹線道路や橋りょうなどの整備を進め、安全かつ利便性の高い道路網の整備を図り、地域特性や道路の利用形態にあわせた計画的な道路整備および道路改良を推進します。

### ■生活道路の整備を図る

(中項目番号：332)

市民の日常生活に密着した生活道路については、安全性や利便性の向上を図り、利用形態を考慮した整備を進めます。広幅員の道路については、歩車道の分離を行うとともに、既存の道路については、障がい者や高齢者に配慮したバリアフリー化を図ります。

また、安全・安心なまちづくりを目指して、道路利用者へ規制や警戒・指示等の情報を適切に伝えるために必要不可欠な、区画線等の路面標示やカーブミラーなどの設置を行うとともに、警察署等の関係機関と連携を図りながら交通安全対策を進めます。

### ■道路の維持管理を行う

(中項目番号：333)

道路は、歩行者や車両が円滑に通行するためだけでなく、上下水道・ガス・電気・通信等といったライフラインの占有空間としても重要な機能を有しており、地域の社会経済活動を支えるとともに、市民の日常生活に密着した都市施設です。

良好な道路環境を保全し、安全で円滑な交通を確保するため、道路パトロールにより、道路や橋りょうの不良箇所の早期発見と迅速な修繕を行い、維持管理の充実を図るとともに、路面標示等についても補修や改善を行い、交通事故を未然に防止します。

また、道路台帳や道路管理システムの更新を行うなど、占有物や道路境界を効率的に管理します。

さらに、市街地の道水路等と民地との境界の調査確定を行い、土地境界に関するトラブルを未然に防止するとともに、災害時の復旧工事や公共工事における事業を円滑に行うために、地籍調査地域の拡大を図ります。

### ■公共交通網の充実を促進する

(中項目番号：334)

鉄道輸送力の強化や安全性・利便性の向上を図るため、列車の増便や増結などの要望や駅施設の整備を充実させるとともに、首都圏の広域連携拠点（業務核都市）や県南東部地域の中核都市としての役割を担うため、鉄道新線の整備を促進します。

また、公共施設などを網羅しながら通勤・通学にも利用できる利便性の高いバス路線網の検討や、走行環境の整備に努め、利用を促進します。

## 主な事業・指標

| (中項目番号)<br>事業名       | 事業内容  | 指標名                    |                 |
|----------------------|---|------------------------|-----------------|
|                      |   | 現況値<br>(平成21年度)        | 目標値<br>(平成27年度) |
| (331)<br>越谷吉川線整備事業   | 道路交通の円滑化を図るため、足立越谷線から南越谷駅越谷駅線までの整備を行います。  | 都市計画道路の整備率             |                 |
|                      |   | 59.0%                  | 64.0%           |
| (332)<br>道路改良事業      | 住民生活に必要な道路の安全性と快適な住環境の向上を図るため、「越谷市まちの整備に関する条例」に基づく6m以上の道路拡幅を進めるとともに、道路の質的改良により安全で利便性の高い道路整備を行います。 | 主要な生活道路の舗装改良率          |                 |
|                      |   | 30.6%                  | 33.6%           |
| (332)<br>道路舗装事業      | 安全な走行性および道路環境の向上を図るため、道路舗装を行います。  | 主要な生活道路の舗装改良率          |                 |
|                      |   | 30.6%                  | 33.6%           |
| (332)<br>歩道整備事業      | 安全で快適な歩行空間の形成を図るため、広幅員道路における歩車道分離を行うとともに、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化を図ります。                               | 歩道の整備率                 |                 |
|                      |   | 59.0%                  | 65.0%           |
| (333)<br>道路施設維持管理事業  | 良好な道路環境を保全し安全で円滑な交通を確保するため、道路パトロール等による不良箇所の早期発見と迅速な修繕を行います。                                       | 道路の整備が良くなってきたと感じる市民の割合 |                 |
|                      |   | 12.9%                  | 15.4%           |
| (333)<br>都市再生地籍調査事業  | 土地境界に関するトラブルの未然防止や災害時の復旧工事・公共工事における事業を円滑に行うため、国土調査法に基づく市街地の道水路等と民地との境界の調査確定を行います。                 | 人口集中地区内の境界線確定率         |                 |
|                      |   | 59.2%                  | 65.2%           |
| (334)<br>大袋駅舎建設事業    | 大袋駅の東西における人的動線の確保および駅利用者の利便性向上のため、自由通路を設置するとともに、駅の橋上化を図ります。                                       | 大袋駅舎建設事業の進捗率           |                 |
|                      |   | 2.0%                   | 100%            |
| (334)<br>公共交通（バス等）事業 | 市民の身近な交通手段であり環境にもやさしいバスの路線拡充のため、事業者と連携し交通不便地域の解消を目指すとともに、走行環境の整備を支援します。                           | バスの路線数                 |                 |
|                      |   | 35路線                   | 40路線            |



# 3-4 水と緑を活かしたやすらぎのある空間をつくる

## 現況と課題

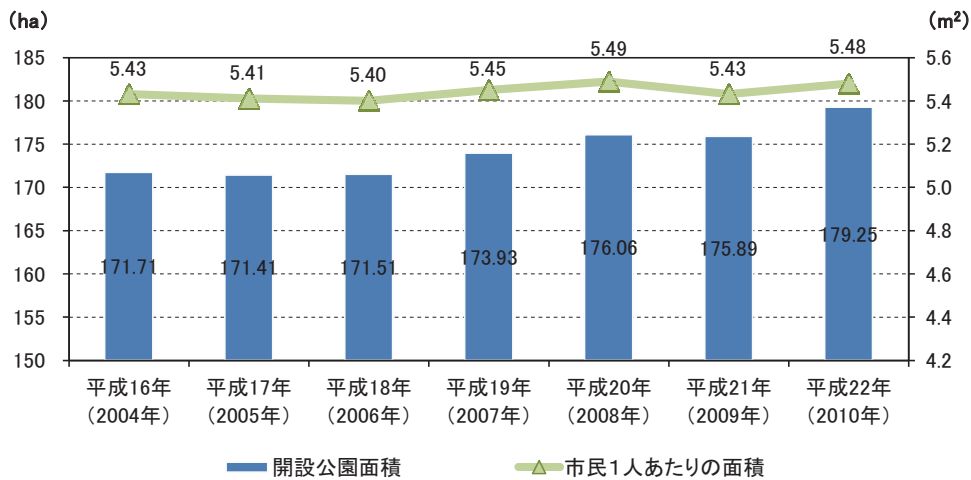
都市における公園や緑地は、市民生活にやすらぎとうるおいを与える貴重な空間であると同時に、防災空間や環境保全およびコミュニケーションの形成の場として、さらにはヒートアイランド現象や地球温暖化の防止にも大きな役割を果たしています。本市では、人口の増加にあわせて積極的に公園や緑道の整備・拡充を進めてきており、平成22年4月1日現在、緑道などを含めて市民1人あたりの公園・緑地面積は5.48m<sup>2</sup>となっています。

今後の課題としては、公園利用者の増大や多様化する市民ニーズにこたえるため、市民と協働して個性的でより魅力的な公園づくりに取り組んでいく必要があります。特に、既成市街地などの公園整備が遅れている地区については、引き続き、借地による「ふれあい公園」などの制度を活用するとともに、新たな公園整備を進めていく必要があります。

一方、近年の宅地化の進展に伴い、市街地内の樹林が急速に減少していることから、その保全および活用が求められており、緑豊かな生活環境と美しいまちの景観形成のため、昔ながらの原風景の保全や公共施設・民有地などの緑化推進を図ることが必要となっています。

緑道については、市内を流れる河川敷地や水路用地を利用した整備を進めており、今後もさらなる安全で快適な水辺空間の創造のため、元荒川、新方川、綾瀬川、八条用水などの緑道整備の充実が求められています。

■ 都市公園等の面積の推移



各年4月1日現在  
資料：公園緑地課



【施策の体系の見方】

大項目番号 | 大項目タイトル

中項目番号 | 中項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル

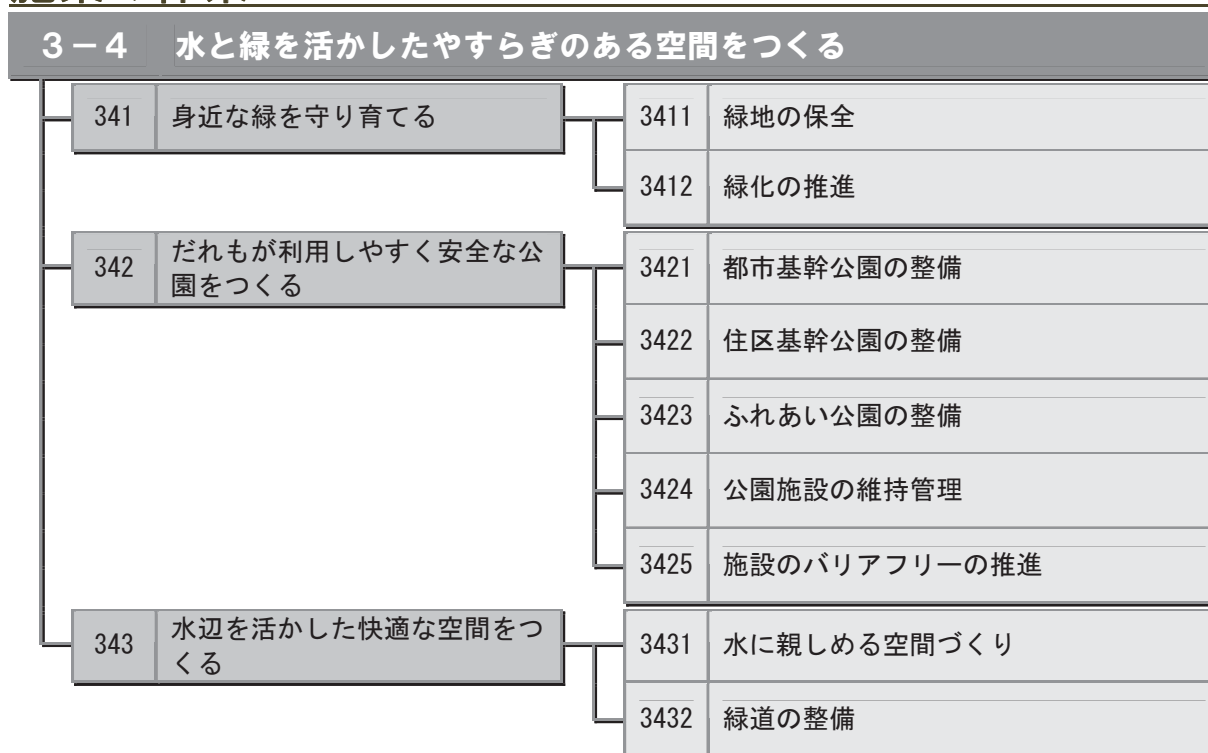
## 基本方針

市内の樹林・樹木の保全・育成を図り、河川敷地や調整池等を活用した緑地の整備を進めるとともに、市民参加を促進し、環境保全や緑化の推進に協働で取り組みます。

また、だれもが公園や緑地を手軽に利用できるような配置とするとともに、緑道や親水空間のネットワーク化を図ります。

さらに、施設を安全で安心して利用できるよう、市民との協働による維持管理に努めます。

## 施策の体系



大綱  
3

## 施策の内容

### ■身近な緑を守り育てる

(中項目番号：341)

市内の貴重な緑地空間の保全と創出を推進するため、市民と連携して樹林・樹木の保全・育成を図るとともに、河川敷地や調整池等を活用した緑地の整備を進めます。

また、市民の緑化意識の高揚と緑化団体等の育成・支援に努め、緑化を推進します。

### ■だれもが利用しやすく安全な公園をつくる

(中項目番号：342)

公園は、自然とふれあうことのできる憩いの場であると同時にスポーツ活動の場であり、日常的には地域のコミュニティの醸成やレクリエーションの場でもあるため、平方公園の整備をはじめとする近隣公園や街区公園、ふれあい公園などの整備を推進します。

また、公園や緑地を安全で安心して利用できるよう、民間委託などを効果的に活用するとともに、市民との協働により、除草や樹木せん定など適正な維持管理に努めます。

さらに、老朽化した施設の改修や施設のバリアフリー化を図ります。

### ■水辺を活かした快適な空間をつくる

(中項目番号：343)

河川や水路などの水辺環境は、地域の方々が身近に自然とふれあうことのできる貴重な資源として、その保全と適切な活用に努めていく必要があります。

そのため、河川沿いの遊歩道や緑道、多自然型水路の整備など地域特性に応じた水辺空間の創出を図るとともに、水辺環境の維持管理に関する市民・地域の主体的な活動を支援します。

## 主な事業・指標

| (中項目番号)<br>事業名       | 事業内容  | 指標名                |                    |
|----------------------|---|--------------------|--------------------|
|                      |   | 現況値<br>(平成21年度)    | 目標値<br>(平成27年度)    |
| (341)<br>樹林・樹木保全事業   | 保全・育成すべき樹林・樹木の現況把握と所有者の意向を確認するため、樹林・樹木の樹種・高さ・面積等の調査を行うとともに、保全方策について検討します。 | 樹林・樹木現況調査の進捗率      |                    |
|                      |   | —                  | 100%               |
| (342)<br>平方公園整備事業    | 市民のレクリエーションやコミュニティの場とするため、平方公園（既存面積1.9ha）を拡張し総合公園（計画面積10.7ha）として整備を行います。  | 平方公園整備事業の進捗率       |                    |
|                      |   | —                  | 36.0%              |
| (342)<br>住区基幹公園等整備事業 | 市民のだれもが歩いて公園を利用でき災害時の一時避難場所としても確保できるようにするため、半径250m圏内の公園整備を目指します。          | 市民1人あたりの公園・緑地面積    |                    |
|                      |   | 5.48m <sup>2</sup> | 5.95m <sup>2</sup> |
| (342)<br>公園施設維持管理事業  | 公園や緑地を安全で安心して利用できるようにするため、公園・緑道・街路樹等のせん定・除草等の維持管理を実施します。                  | 市民管理公園等の割合         |                    |
|                      |   | 3.0%               | 10.0%              |
| (342)<br>公園施設改修事業    | すべての市民に対応する公園施設とするため、バリアフリー新法に基づくトイレや園路広場の改修を行います。                        | トイレ改修の進捗率          |                    |
|                      |   | 39.7%              | 47.0%              |
| (343)<br>八条用水緑道整備事業  | 水辺空間の創出を図るため、八条用水左岸側越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地沿いに緑道の整備を行います。                     | 八条用水緑道整備事業の進捗率     |                    |
|                      |   | 29.0%              | 57.0%              |
|                      |   | 緑道進捗率              |                    |
|                      |   | 46.0%              | 48.0%              |



## 3-5 安全で良好な水環境をつくる

### 現況と課題

本市が位置する中川・綾瀬川流域は、低湿地帯という地勢に加え、急激な都市化などが進んだことから、浸水被害など治水上の課題を抱えています。近年では、地球的な環境の変化などから突発的・集中的な豪雨が頻発する傾向にあり、予測困難な降雨による浸水被害も発生しています。こうした治水上の課題に対処するために、国および県が実施する中川・新方川・綾瀬川など一級河川の整備・改修にあわせて、普通河川、都市下水路、公共下水道雨水幹線等の整備を進めてきました。また、「越谷市まちの整備に関する条例」により、一定規模以上の開発を行う場合には雨水流出抑制施設の設置を義務づけています。浸水被害の軽減策としては、33か所に排水機場等を設置して内水排除に努めています。

このような中、近年の厳しい財政状況のもと、国や県が実施すべき河川改修の進捗速度は鈍化していますが、河川流域が有する保水・遊水機能の維持増大を図る取り組みが重要視されてきていることから、河川改修や公共下水道の整備のみならず、流域が従来から持っていた保水・遊水機能の維持増大、さらに洪水時の被害軽減策等も含めた総合的な治水対策を進めていく必要があります。

また、迅速かつ適切な水防活動を実施するため、排水機場などの施設の遠方監視制御や河川・気象情報の収集および提供ができる水防システムを構築し、計画的に既存施設の改修を行うとともに、ポンプ場施設などの維持管理費の増大や効果的な維持管理に関するアセットマネジメント<sup>\*11</sup>を行っていく必要があります。

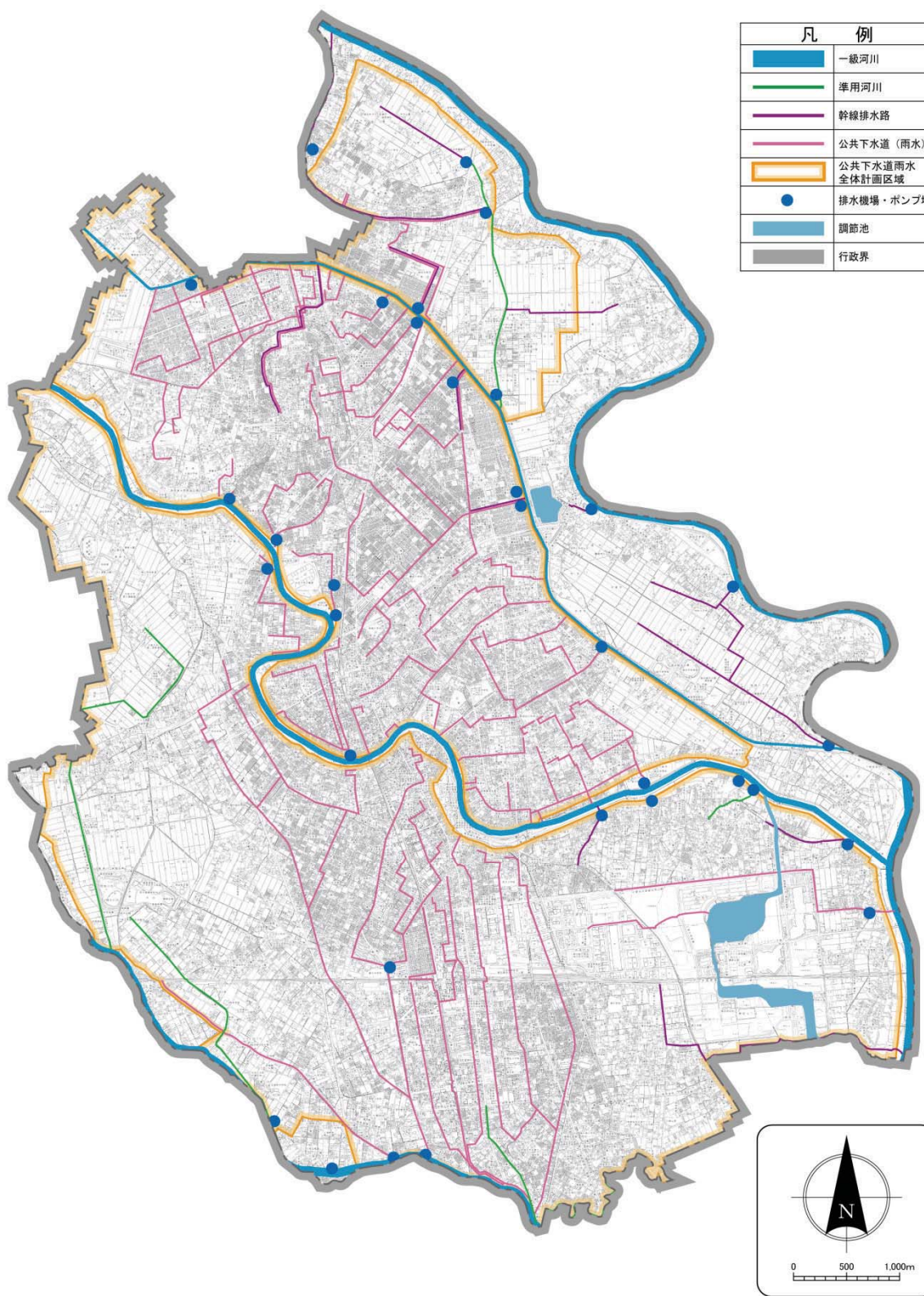
公共下水道（污水）の整備は、昭和47年、県の中川流域下水道事業計画にあわせて流域関連公共下水道整備事業に着手し、今日では、概ね既成市街地において供用が開始され、平成22年4月1日現在、処理面積2,635ha、人口普及率81.8%、水洗化率93.2%となっています。今後は、公共下水道全体計画に含まれる市街化調整区域の公共下水道整備、供用区域での水洗化率の向上、既存施設の維持管理や改築・更新および公共下水道事業経営の健全化が重要な課題となっています。

さらに、生活に欠かすことのできない重要なライフラインである安全な水道水の安定した供給が求められています。

<sup>\*11</sup> 資産（アセット）を効率よく管理・運用（マネジメント）すること。

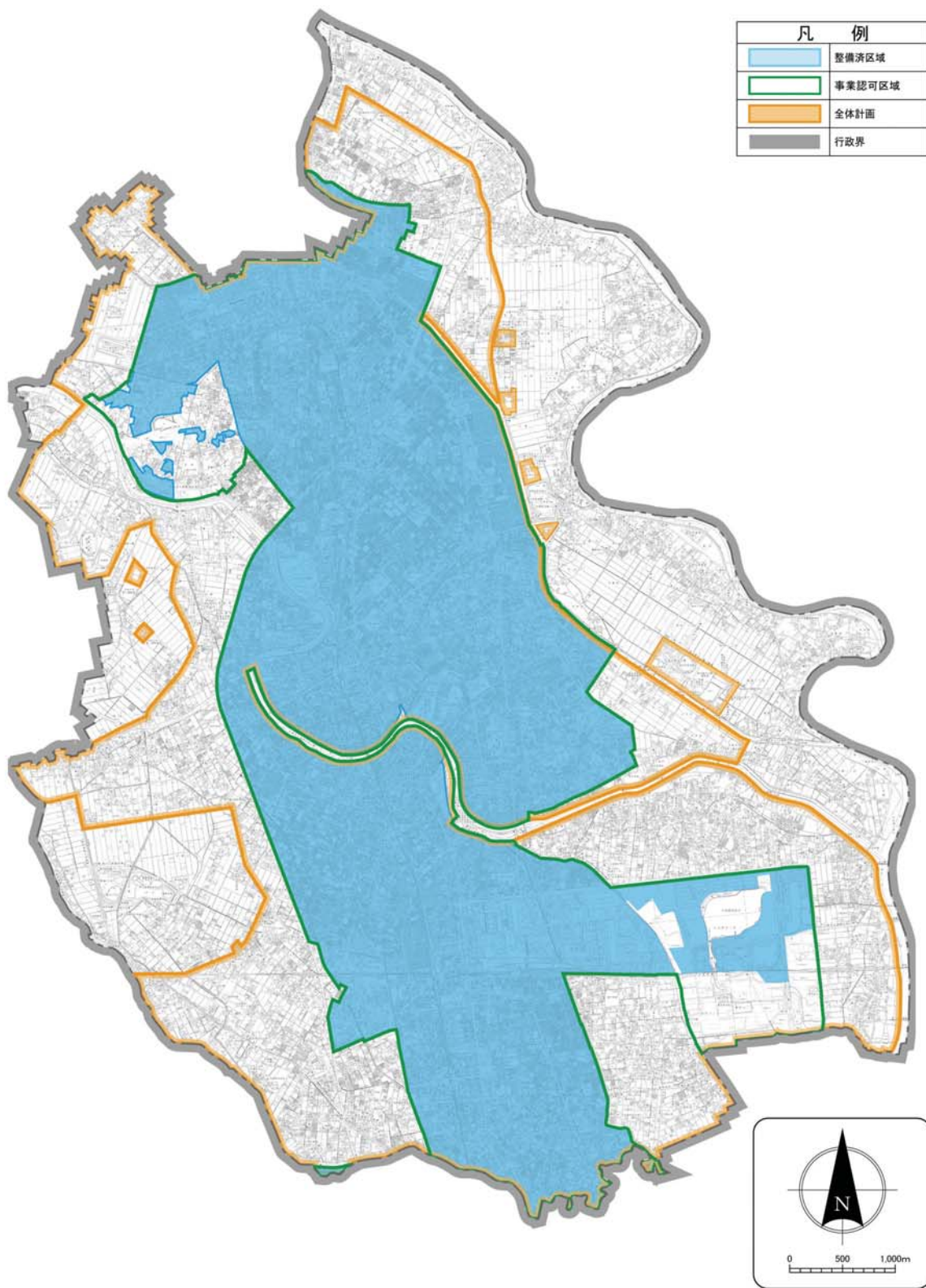


■公共下水道（雨水）等整備計画図



平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在

■公共下水道（污水）等整備計画図



平成 21 年度（2009 年）末現在



【施策の体系の見方】

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 大項目番号 | 大項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル |
| 中項目番号 | 中項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル |

## 基本方針

浸水被害を軽減させるため、河川や都市下水路、公共下水道等の整備を行うとともに、水防システムを構築します。

また、流域における保水・遊水機能を確保するため、雨水貯留浸透施設による雨水流出の抑制などの総合治水対策を推進します。

さらに、公共用水域の水質保全および快適な生活環境を確保するため、住民意向を踏まえた市街化調整区域への公共下水道整備の検討、既存施設の適切な維持管理や計画的な改築・更新、水洗化向上対策を推進します。

水道については、安定的な水資源の確保を図り、災害時の供給にも対処できるようにするとともに、貴重な資源である水の有効利用を促進します。

## 施策の体系

| 3-5 安全で良好な水環境をつくる |             |                   |                  |                  |
|-------------------|-------------|-------------------|------------------|------------------|
| 351               | 雨水災害の対策を進める | 3511              | 河川・都市下水路の整備      |                  |
|                   |             | 3512              | 排水施設の整備          |                  |
|                   |             | 3513              | 雨水流出量の抑制         |                  |
|                   |             | 3514              | 水防システムの構築        |                  |
|                   |             | 3515              | 公共下水道（雨水）の整備     |                  |
|                   |             | 3516              | 河川・都市下水路の維持管理    |                  |
|                   |             | 3517              | 排水施設の維持管理        |                  |
|                   |             | 3518              | 公共下水道施設（雨水）の維持管理 |                  |
|                   | 352         | 生活排水施設の整備や維持管理を行う | 3521             | 公共下水道事業経営の健全化    |
|                   |             |                   | 3522             | 水洗化の促進           |
|                   |             |                   | 3523             | 公共下水道（汚水）の整備     |
|                   |             |                   | 3524             | 公共下水道施設（汚水）の維持管理 |
|                   |             |                   | 3525             | 公共下水道施設の改築・更新    |
|                   | 353         | 安全な水道水を安定して供給する   | 3531             | 水資源の確保           |
|                   |             |                   | 3532             | 水の安定供給           |
|                   |             |                   | 3533             | 水の有効利用           |

大綱3

## 施策の内容

### ■雨水災害の対策を進める

(中項目番号：351)

浸水被害の軽減を図るため、国・県管理河川の改修事業を促進するほか、河川や公共下水道、排水施設等の整備を進めるとともに、突発的な集中豪雨等に迅速に対応できるよう、水防システムを構築します。

また、流域における保水・遊水機能を確保するため、雨水貯留浸透施設による雨水流出の抑制などの総合治水対策を推進します。

### ■生活排水施設の整備や維持管理を行う

(中項目番号：352)

公共水域の水質保全のため、住民意向を踏まえた市街化調整区域への公共下水道整備の検討や供用地区での未接続世帯解消の取り組みを進めます。

また、快適で安全な生活環境を確保・維持するため、施設の点検や修繕など適切な維持管理に努めるとともに、効率的な施設の改築・更新を進めます。さらに、公共下水道事業経営の健全化を図るため、公共下水道使用料等の徴収率向上や適正化を進めます。各種事業の推進にあたっては、アセットマネジメント手法により事業の最適化や効率よい運営を行います。

さらに、排水路については、蓋架けによる通路の確保や緊急時の避難通路としても利用できるような安全対策を進めるとともに、正常な流れを維持するため、堆積物の清掃や破損箇所の修繕実施など、適正な維持管理に努めます。

### ■安全な水道水を安定して供給する

(中項目番号：353)

本市の水道水は、その多くを埼玉県が河川から取水した水を水源とし、残りを市内等にある井戸からくみ上げた地下水を利用していることから、埼玉県が進める恒久的な水利権の確保に協調するとともに、地下水については、災害時等の貴重な水源ともなることから、地盤沈下に配慮しつつ適正な利用と保全に努めます。

また、水道は生活に欠かすことのできない重要なライフラインであることから、都市基盤の整備とあわせて災害に強い水道施設の整備を行うなど、安定した水道水の供給を図ります。

さらに、環境に配慮した循環型社会の形成を目指し、節水意識の高揚など貴重な資源である水の有効利用を促進します。



## 主な事業・指標

| (中項目番号)<br>事業名               | 事業内容   | 指標名             |                 |
|------------------------------|--|-----------------|-----------------|
|                              |  | 現況値<br>(平成21年度) | 目標値<br>(平成27年度) |
| (351)<br>治水マスタープラン<br>策定事業   | より効率的な浸水対策を可能とするため、下水道流出解析による浸水区域の検討や施設計画策定を行うなど治水対策のマスタープランとなる中長期的な整備計画を策定します。                  | 計画の策定           |                 |
|                              |  | —               | 100%            |
| (351)<br>水防システム整備<br>事業      | 水防活動時における情報収集と水防活動の円滑化を図るため、各施設の運転状況等の把握と制御を行うシステムを構築します。  | システム整備率         |                 |
|                              |  | 9.0%            | 16.0%           |
| (351)<br>公共下水道管路<br>整備事業(雨水) | 浸水被害を軽減し生活環境の改善を図るため、公共下水道(雨水幹線等)の整備を行います。   | 公共下水道事業(雨水)整備率  |                 |
|                              |  | 63.0%           | 66.0%           |
| (351)<br>排水機場施設維持<br>管理事業    | 台風や豪雨時等において排水機場施設を有効に機能させるため、施設の適正な維持管理を行います。  | ポンプ機器改修率        |                 |
|                              |  | 12.6%           | 43.6%           |
| (352)<br>公共下水道使用料<br>適正化推進事業 | 一般会計からの基準外繰入金削減を図り公共下水道事業経営の健全化を促進するため、経営の現状と課題および事業計画を示し越谷市下水道使用料等審議会の意見を伺いながら適正な経費回収率の確保に努めます。 | 経費回収率           |                 |
|                              |  | 62.0%           | 70.0%           |
|                              |  | 使用料収納率          |                 |
|                              |  | 96.0%           | 96.4%           |
| (352)<br>水洗便所普及啓発<br>事業      | 公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全さらには使用料収入の向上を図るため、未接続世帯解消に向けた戸別訪問やイベント・PRの実施とともに、水洗便所改造資金の融資斡旋を行います。           | 水洗化率            |                 |
|                              |  | 92.7%           | 95.0%           |
| (352)<br>公共下水道管路<br>改修事業(汚水) | 施設の機能確保や延命化を図るため、経過年数が長い管路について国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。                                    | 管路改修率           |                 |
|                              |  | —               | 25.0%           |
| (352)<br>公共下水道ポンプ場<br>改修事業   | 施設の機能確保や延命化を図るため、経過年数が長い電気・機械設備について国の長寿命化支援制度を活用しながら調査や改築・更新を行います。                               | ポンプ場改築・更新率      |                 |
|                              |  | —               | 20.0%           |

# 3-6 安心して住むことができる住宅環境をつくる

## 現況と課題

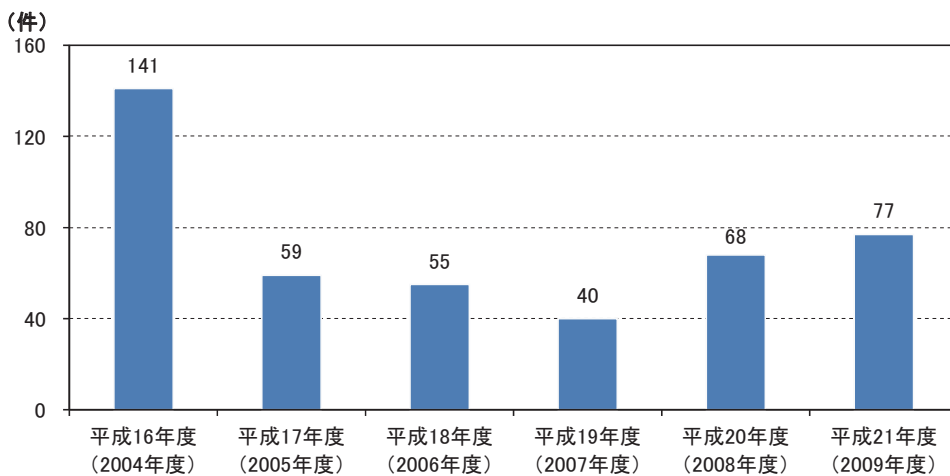
本市は昭和40年代に人口が急増し、戸建て住宅の建築着工数もそれに比例して増加してきました。マンションに関しては、人口増加が緩やかになった昭和50年代後半より建築着工数が増加してきましたが、住宅・マンションとも平成20年のアメリカ発金融危機以降、減少に転じています。今後は、本市の人口も減少に転じることが見込まれ、また、住宅の空家率も増加傾向にある中、住宅ストックの有効活用が大きな課題となり、量より質へと転換される施策を図る必要があります。

平成7年の阪神・淡路大震災を契機に耐震性への関心が高まっており、既存住宅等の耐震化や有害な建築材料の問題への対策など、安全性の確保が求められています。

また、高齢社会などの生活環境の変化にあわせた、バリアフリー住宅や長期優良住宅などの快適に過ごせる住宅の整備に関する施策の促進を図るとともに、地球規模の温暖化対策が求められる中、省エネルギーに配慮した住宅の相談や情報提供を行っていく必要があります。

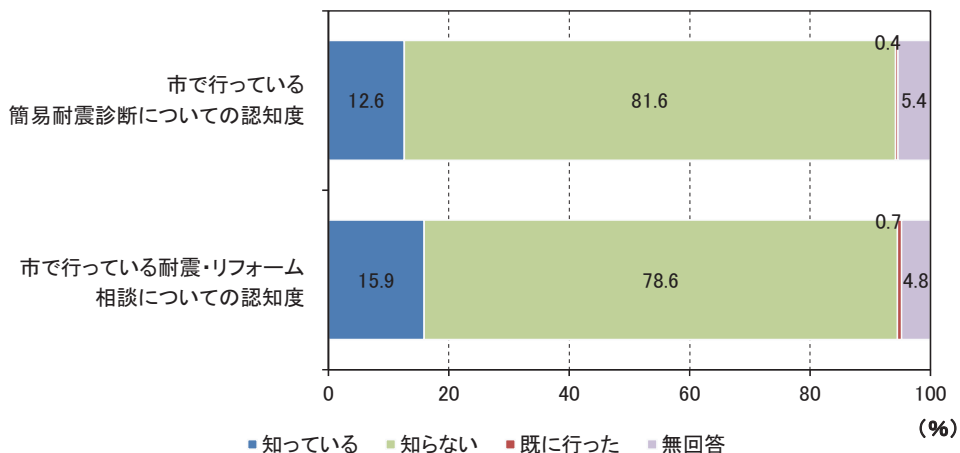
さらに、国や県における公営住宅の施策については、新たな公営住宅の供給から既存ストックを最大限有効に活用することにシフトしています。本市の公的賃貸住宅についても、実情や将来需要さらには社会経済状況を勘案した中で、将来を見据えた総合的な判断のもとに適正な供給を行っていく必要があります。

■簡易耐震診断受付状況



資料：建築住宅課

■耐震に関する事業の認知度



資料：平成21年度市政世論調査

【施策の体系の見方】

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 大項目番号 | 大項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル |
| 中項目番号 | 中項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル |

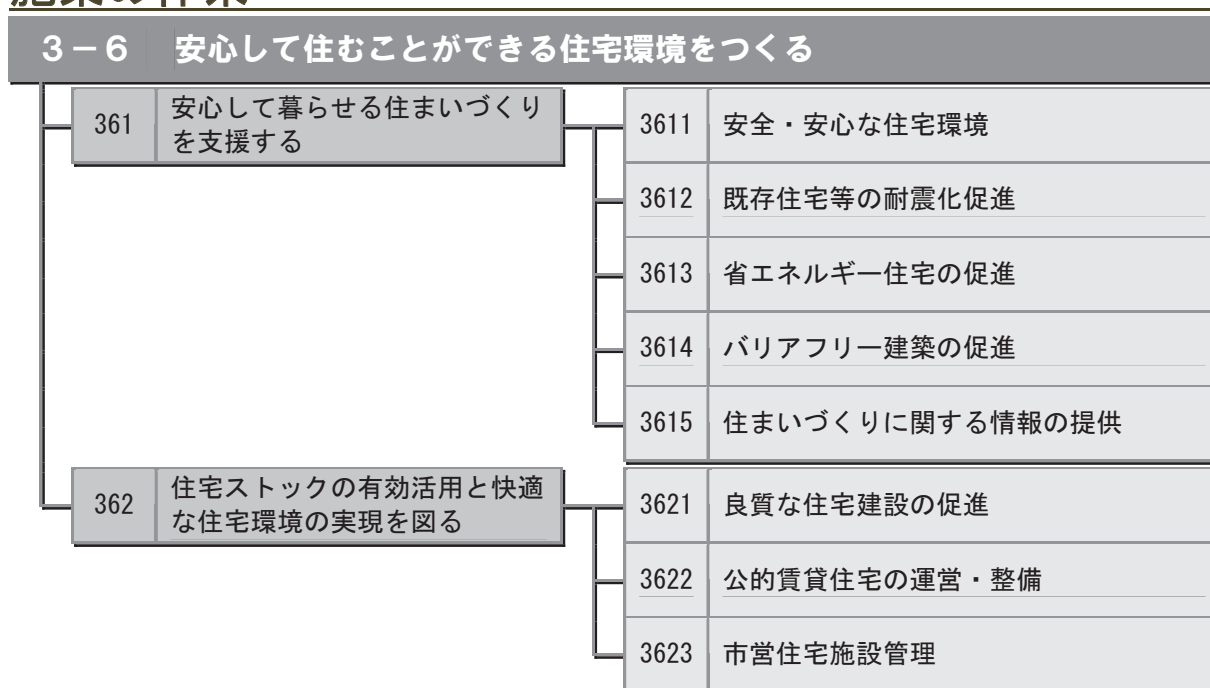
## 基本方針

多様なライフスタイル、地域の特性や社会経済状況にあわせ、安心して住むことができる住宅環境が確保されるよう、住宅関連情報の提供や住環境の整備、各種制度の利用促進を図ります。

また、多くの人々が利用する民間の建築物に対して、事前相談等の段階からバリアフリーに関する法令の趣旨を説明し、障壁（バリア）の解消に向けた誘導を図ります。

さらに、公的賃貸住宅に関しては、将来需要や社会経済状況等を勘案し供給方法を検討します。

## 施策の体系



大綱  
3

## 施策の内容

### ■安心して暮らせる住まいづくりを支援する

(中項目番号：361)

昭和 25 年に建築物の最低基準を定める建築基準法が施行され、建築物の質の確保が図られてきましたが、近年建築用途の多様化や、使用材料の問題、旧耐震基準による既存住宅等の耐震強度不足並びに温暖化などの環境への影響など、住環境に影響を及ぼす様々な状況への対応が迫られてきています。今後起こりうる大地震に備えるためには、耐震強度不足の解消が急務であることから、啓発活動や助成事業を通じて耐震化の促進を図ります。

また、温暖化対策のため省エネルギー施策の充実を図り、環境に配慮した良質な住宅等に居住することができるよう、必要な情報提供や助成等を行い、住まいづくりを支援します。

さらに、不特定多数の人々が利用する建築物については、障がい者、高齢者を含めすべての人が等しく利用できる施設の整備を促進するために「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの関連法令を総合的に運用するとともに、条件を満たす建築物への優遇措置など制度の活用を含め、パンフレット等により広く啓発に努めます。

■住宅ストックの有効活用と快適な住宅環境の実現を図る

(中項目番号：362)

子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に配慮した居住水準の向上を図り、快適な住宅環境の実現を進めます。

また、市営住宅については、新たな住宅の供給から既存ストックを最大限有効に活用することに重点をシフトしていきます。将来を見据えた総合的判断のもとで適正な供給を行うため、社会経済状況を勘案し、市営住宅の実情や将来需要について検討します。

さらに、施設管理においては、管理代行制度の継続時期に見直しを図り、入居者へのサービス向上を行いながら、コスト削減に努めます。

主な事業・指標

| (中項目番号)<br>事業名        | 事業内容   | 指標名                               |                 |
|-----------------------|--|-----------------------------------|-----------------|
|                       |  | 現況値<br>(平成21年度)                   | 目標値<br>(平成27年度) |
| (361)<br>建築指導業務事業     | 良好な住宅環境の推進を図るため、建築確認および完了検査等に関する指導・相談を行います。  | 完了検査率                             |                 |
|                       |  | 93.2%                             | 100%            |
| (361)<br>住宅耐震改修促進事業   | 耐震性に問題のある戸建て住宅の耐震化促進を図るため、耐震化に要する費用の一部助成を行います。                                       | 耐震化率                              |                 |
|                       |  | 79.0%<br>(平成20年度)                 | 90.0%           |
| (361)<br>共同住宅耐震改修促進事業 | 災害時に甚大な被害が想定される共同住宅の耐震化促進を図るため、耐震化に要する費用の一部助成を行います。                                  | 耐震化率                              |                 |
|                       |  | 73.0%<br>(平成19年度)                 | 90.0%           |
| (361)<br>病院等耐震改修促進事業  | 災害時に必要とされる病院等の耐震化を促進し災害時における活動の円滑化を図るため、耐震化に要する費用の一部助成を行います。                         | 耐震化率                              |                 |
|                       |  | 79.0%<br>(平成19年度)                 | 90.0%           |
| (361)<br>バリアフリー建築促進事業 | 不特定多数の人が利用する建築物についてすべての人が等しく利用できる施設の整備を促進するため、関連法令を総合的に運用し適合する建築物の割合が高まるよう指導助言を行います。 | 「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく適合通知を受けた建築物の割合 |                 |
|                       |  | 41.0%                             | 50.0%           |
| (362)<br>長期優良住宅建設促進事業 | 良質な住宅建設の促進を図るため、長期優良住宅建設を支援します。  | 長期優良住宅着工率                         |                 |
|                       |  | 12.0%                             | 15.0%           |